

保護者 様

磐田市立豊浜小学校長 寺田 泰紹

新型コロナウイルス感染症拡大防止について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切に御対応いただきありがとうございます。

さて、今年度も学校における感染症拡大を防止するため教育委員会や保健所の指示のもと、対策を講じてまいります。保護者の皆様におかれましては、改めて内容を御確認していただき、下記のことについて御理解・御協力をお願いします。

記

1 児童生徒の感染が確認された場合の対応

感染者と確認された場合は、校長は、該当児童生徒を出席停止とします。また、同居の家族等が感染し、児童生徒が濃厚接触者と判定された場合も、同様です。

2 同居の家族等が濃厚接触者と判定された場合の対応

児童生徒の登校を可とします。ただし、健康観察を徹底し、児童生徒や同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校を控えてください。

3 発熱等の風邪の症状がある場合の対応

毎朝、家庭で検温と体調確認を行い、発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪の症状がある場合は学校に連絡し、症状が改善されるまで自宅で休養させてください。

同居の家族等に風邪症状が見られる場合も、登校を控えてください。

4 行動履歴等の聴き取り

児童生徒が感染者となった場合のみ行います。

【聴き取る内容の例】

- 換気をしていない同一空間で30分以上誰かと過ごしたか。
- 感染者の飛沫（くしゃみ、咳等）に直接触れた可能性があるか。
- 手で触れることのできる距離で、マスクを外して感染者と会話や飲食をしたか。
- 社会体育等で大声を出す活動、呼吸が激しくなる運動を共にしたか。

5 臨時休業の判断について（状況に応じて検討、決定する。）

(1) 臨時休業等を行うことが考えられる条件

- ・複数の感染者が出た場合
- ・1名の感染者が判明し、行動履歴の結果から、複数の濃厚接触者または濃厚接触者の可能性がある児童生徒がいると考えられる場合
- ・感染が確認された児童生徒が1名であっても、周囲に風邪等の症状で欠席している児童生徒が複数いる場合

(2) 臨時休業等を行う範囲

行動履歴の結果から、学校、学年閉鎖の範囲を、教育委員会、学校、学校医、保健所等と相談し決定します。

(3) 臨時休業等を行う期間

期間としては、3日間程度を目安に、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて、必要な期間を判断します。ただし、状況に応じて、延長の可能性があります。

6 その他

児童生徒や御家族が、感染者または濃厚接触者になった場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。

なお、休日に児童生徒が陽性と判断された場合は、磐田市役所代表（0538-37-2111）へ連絡をお願いします。

担 当 教 頭
(上 田)
電話番号 55-2570